

市原市生垣設置奨励補助金の御案内

市では、緑化の推進及び震災等災害時におけるブロック塀の倒壊による被害の防止を図ることを目的に、住宅用地に生垣を設置する方に対して予算の範囲内で費用の一部を補助します。

下記要件に該当する生垣を設置される方は、事前に公園緑地課へ申請をお願いします。

1.補助金の額

- ①生垣の長さ1mにつき2,000円を最大25mを限度に補助します。
- ②生垣を設置するために、ブロック塀等を撤去する場合は、1mにつき2,500円を上記に加算し、最大20mを限度に補助します。(1m未満の端数は切り上げます)
- ①、②共に限度額を50,000円として最大100,000円を補助します。

2.補助対象及び生垣等の要件

- ①**住宅用地**を所有し、または現に使用している者。(新設が対象)
- ②設置する生垣の総延長が**5m以上**であること。
- ③植栽する樹高は、**概ね50cm以上とし、植栽本数は1mにつき2本以上**であること。
- ④樹種は市原市が推奨する健全な樹木であること。(以下に記す樹木以外はお問い合わせください)

(高木) イヌマキ、イヌツゲ、カナメモチ、ネズミモチ、ウバメカシ、ムクゲ ピラカンサ、サザンカ、ツバキ、ニッコウヒバ、キャラ、サンゴジュ、マサキ、 ドウダンツツジ、トキワマンサク、セイヨウイボタ (低木) ツツジ(類)、ジンチョウゲ、センリョウ、ナワシログミ、ハクチョウゲ、マンリョウ 金芽ツゲ、ツゲ(類)、アジサイ、コデマリ、ボケ、アベリア、ボックスウッド

- ⑤補助対象としない樹種等

カイズカイブキ、キョウチクトウ、タケ類、バラ等のツル植物、食用を目的とする樹種

- ⑥生垣を設置する位置が土地境界線に沿っていること。
- ⑦過去に同じ土地で生垣設置奨励補助金の交付を受けていないこと。



申請方法など詳細は下記にご連絡ください
市原市役所 都市部 公園緑地課
☎0436-23-9842(直通)
Mail:kouenryokuchi@city.ichihara.lg.jp



市原市ホームページから申請書をダウンロードできます。↓

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=670370f38d9eb90cd608ad92>